			田弁護士作成）
H23.4.27	除名処分	花柳寛及び花柳流花柳会は、花柳寿々司郎氏らに対して除名処分を行う。根拠は無断で一般社団法人花柳流花柳会を設立したこと。	甲 20／花柳会報 95 号
H23.7.20	花柳会報 95 号	花柳会報 95 号にて寿々司郎氏ほか 3 名の除名が公表される。	甲 20／花柳会報 95 号
H24.4.19	花柳貴彦の会	原告貴彦は、平成 24 年花柳貴彦の会を開催。	乙 27／プログラム、甲 87／仮プログラム
H24.5.1	「ご通知」	花柳流花柳会から原告貴彦に送付。 寿々司郎氏に花柳流の苗字芸名及び定紋を使用させることは控えるべきこと、経緯等について釈明があれば連絡するように等の事項が記載。	乙 28
H24.7.19	東京家裁審判 （特別縁故者に対する相続財産分与申立事件）	三世の特別縁故者に対する財産分与を求める審判において、東京家庭裁判所は、「花柳寛の四代目家元としての活動は、被相続人［三世］の意思に基づくものとはいい難い」、「被相続人［三世］は……死亡直前においても、申立人青山貴彦［原告貴彦］を四代目家元候補とする意思に変化はなかった」と判断。原告貴彦及びその父母の 3 名を特別縁故者として三世の相続財産の一部の分与を認めるとともに、被告花柳寛を特別縁故者とは認めず。	甲 13・8~9 頁
H24.10.2	東京高裁決定 （特別縁故者に対する相続財産分与申立事件）	東京高等裁判所は、東京家裁審判が認定した事実をそのまま引用するとともに、「抗告人［被告花柳寛］の四代目家元としての活動が、被相続人［三世］の意思に沿うものであるとみることは困難である」と判断した。特別縁故者該当性については東京家裁の判断を維持。	甲 14・3 頁
H25.4.9	「お手続に関するご連絡」	花柳流事務所及び花柳会事務所から原告貴彦に送付。 会の開催に先立って日時・場所・出演者・全演目を事前に書面にて届け出るのがルールであると記載。	乙 30
H25.4.11	「ご通知」	被告花柳会及び株式会社花柳から原告貴彦に送付。 除名された柳瀬氏が「寿々司郎」名義で偲ぶ会を主催することは「違法な行為である」と記載。また、「独楽」の舞踊著作権を有する株式会社花柳が許諾していないから偲ぶ会で「独楽」を上演することは違法行為であるとも記載。	乙 4
H25.4.18	花柳貴彦の会	原告貴彦は、平成 25 年花柳貴彦の会を開催し、花ゆかりを上演。	乙 29／プログラム、甲 88／仮プログラム
H25.5.2	偲ぶ会	偲ぶ会（三代宗家家元花柳壽輔師七回忌、二代花柳寿々師三回忌を偲んで）が開催される。原告貴彦は独楽を上演。	乙 31／プログラム
H25.7	被告花柳寛による後継者指名の発表	被告花柳寛は自らの孫である花柳創右氏への宗家家元継承を発表。	甲 36／花柳会報 100 号
H25.9.3	「通知書」	被告花柳寛は原告貴彦に対して「除名を検討している」との通知を送付。 9 月 26 日に弁明の機会を与えるとの記載。	甲 15
H25.9.19	「ご質問」	原告貴彦らは被告花柳寛に質問書を送付。弁明の機会には参上できないことも記載。	甲 11

		さらに弁明の機会に代理人を同席させることの可否を確認。	
H25.10.4	「通知書(2)」	被告花柳寛から原告貴彦に対して、若干の事項についてのみ回答する書面。さらに 11 月 12 日に再度の弁明の機会を付与すると通知。代理人の同席は控えるようにとの回答。	甲 12
H25.11.10	「ご質問」	原告貴彦らは被告花柳寛に対して再度質問書を送付。 未回答事項の再質問と、弁明の機会に代理人を同席できない理由等を確認。	乙 33
H25.11.12	原告貴彦が花柳流事務所を訪問	原告貴彦は指定の日時場所を訪問するが、被告花柳寛はおらず。 数名の理事及び監事がいたが、協議を拒絶される。	甲 75／原告貴彦陳述書
H25.12.5	「最終通知書」	被告花柳寛から原告貴彦らに対して、書面での回答を要求。	乙 5
H25.12.13	「回答書」	原告貴彦らは被告花柳寛に回答書を送付。 弁明の機会は付与されていないことを主張。さらに代理人を帯同して弁明の機会を付与するように要求。	甲 19
H25.12.24	「ご連絡」	原告貴彦らから被告花柳寛に対して、事実認識を回答。	乙 34
H26.1.1	花柳会報 100 号	花柳会報 100 号において、被告花柳寛は、花柳創右氏への後継指名に関して、「自ら四世壽輔を三代目から直接指名されたと名乗る方が居られる以上、今、私が之をしなければと行先が案じられ、一日も早く五世壽輔の指名を発表する事が良策と感じた訳です」と記載。	甲 36／花柳会報 100 号
H26.1.24	「回答書」	被告花柳寛らから原告貴彦らに対して回答。追加確認事項に回答するよう要求。	甲 17
H26.1.25	「質問書」	原告貴彦は、花柳流花柳会の新年総会（毎年 1 月 28 日に開催）に先立ち、被告花柳寛に質問書を送付。 花柳創右氏を後継者として指名した理由等を尋ねるとともに、新年総会の場において多数の名取に説明を行うよう求める。	甲 30
H26.1.28	花柳流花柳会新年総会	原告貴彦は新年総会の会場に赴いたものの、「名取ではあるが会員ではない」との理由により出席を拒絶される。 当該新年総会において、被告花柳寛は「独断と偏見により」選んだという理事及び監事らを一方的に発表し、会員に賛否は諮られず。また、予算及び決算等の会計事項についても口頭での簡単な報告のみで会員に賛否が諮られず。	甲 27、28、29 甲 31
H26.2.10	「催告書」	被告花柳寛らから原告貴彦らに対して催告書。	甲 25
H26.2.28	「回答書」	原告貴彦らから被告花柳寛らに対して回答書を送付。	甲 18、乙 35
H26.4.9	「除名通知」	被告花柳寛は原告貴彦に対して「除名通知」を送付。	甲 9
H26.4.12	花柳貴彦の会	原告貴彦は「花柳貴彦の会」を国立劇場小劇場において開催。	甲 16
H26.6.6	本件訴訟提起	原告貴彦は名取としての地位を有することの確認等を求めて東京地裁に提訴。	訴状
H26.7.29	「久の会」	原告花柳鶴久が「久の会」を開催。原告貴彦らが出演。	乙 32
H26.9.22	「通知書」	被告花柳寛らが原告花柳鶴久に対して、除名を検討しているとの通知。書面での弁明を要求。	甲 56
H26.10.2	「ご通知」	原告花柳鶴久は、被告花柳寛との面談を要求。	甲 91
H26.10.15	「最終通知書」	被告花柳寛らは原告花柳鶴久に対して、改めて書面での弁明を要求。「面談による聴取の必要性も認められません」との記載。	甲 92
H26.10.28	「ご連絡」	平成 25 年 9 月には口頭での弁明の機会が付与されていたこととの相違の理由説明を要求し、あらためて面談を要求。	甲 93
H27.4.10	「除名通知」	被告花柳寛及び被告花柳会は原告花柳鶴久に対して除名処分を行う。	甲 73・74